

# 加算税の概要

加算税は、申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合に課されるもので、一種の行政制裁的な性格を有する。

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減							
			要件	不適用・軽減割合						
過少申告加算税 (注1～3)	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% 〔期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分(※)〕 15%	・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合 (注4)	不適用						
無申告加算税 (注1・3・5・6)	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15% [50万円超300万円以下の部分] 20%	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用						
		[300万円超の部分] 30% (注7)	更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 (注4)	5%						
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	10%	・正当な理由がある場合 ・法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用						
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%						
重加算税 (注5・6・8)	仮装隠蔽があった場合	〔過少申告加算税・不納付加算税に代えて〕 35% ----- [無申告加算税に代えて] 40%	(※の例) 修正申告により納付すべき税額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">申告納税額250万円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 80%; text-align: center;">50万円</td> <td style="border: none; width: 20%; text-align: center;">} 15%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">100万円</td> <td style="border: none; text-align: center;">} 10%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">期限内申告100万円</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> </div>	50万円	} 15%	100万円	} 10%	期限内申告100万円	
50万円	} 15%									
100万円	} 10%									
期限内申告100万円										

(注1) 国外財産調書・財産債務調書の提出がある場合には5%軽減(所得税・相続税)する。国外財産調書・財産債務調書の提出がない場合等には5%加算(所得税・相続税(財産債務調書については所得税))する。国外財産調書について、税務調査の際に国外財産の関連資料の不提出等があった場合には更に5%加算等する。

(注2) 電子帳簿等保存法上の一定の要件を満たす電子帳簿(優良な電子帳簿)に記録された事項に関して生じる申告漏れ(重加算税対象がある場合を除く。)については、過少申告加算税を5%軽減する。

(注3) 税務調査の際に行われる税務当局の質問検査権の行使に基づく帳簿の提示又は提出の要求に対し、帳簿の不提出等があった場合には、過少申告加算税又は無申告加算税を5%又は10%加算(所得税・法人税・消費税)する。

(注4) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(※部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超300万円以下の部分は15%、300万円超の部分は25%)とする。

(注5) 過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算する。

(注6) 前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税(申告が、調査通知前に、かつ、更正・決定予知前にされたものであるときに課されたものを除く。)又は無申告重加算税を課される者が更なる無申告行為を行う場合には、10%加算する。

(注7) 納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額(例えば、相続税事案で、本人に帰責性がないと認められる事実に基づく税額(相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合において、その相続財産について課される税額))については、上記の300万円超の判定に当たっては除外される。

(注8) スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関して生じる仮装隠蔽があった場合の申告漏れについては、重加算税を10%加算する。